

向日市空家等対策計画（案）に対するパブリックコメントの結果と市の考え方について

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>所有者不在の家は、地域が防災・防火・防犯を推進していく上で足かせになる。</p> <p>不動産につき、権利関係が付随する事案なので、地域での対応では限界があるため、専門職による行政対応を希望する。</p>	<p>所有者等による適正な管理がされていない空家等につきましては、市において所有者を確認し、当該空家等を適正に管理するようお願い文書で依頼を行うこととしています。なお、所有者の特定ができない場合には、本計画に基づき、当該空家等を適正に管理する義務のある人を特定して、適正な管理を促し、助言・指導等を行ってまいります。</p> <p>また、庁内関係部署や関係機関、外部の専門団体や民間事業者と連携することで、多岐に渡る空家等における課題の解決に努めてまいります。</p>
2	<p>空家については、以前より問題提起があり、多くの人が心配されている。</p> <p>空家の中には、一部が崩壊しており、通学路に面しているなど、危険度が高く心配なものもある。</p> <p>これから、空家の戸数は増えていくと考えられる。手続きには大変な手間と時間がかかると思うが、確実に必ず進めていただきたい問題である。</p>	<p>著しく管理不全な状態にある空家等については、市職員による現地調査、所有者等の調査を経て、お願い文書の送付等で周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう依頼をします。</p> <p>本計画第3章にありますように、状態が改善されない場合には、各分野の専門家等により構成される「向日市空家等対策協議会」の意見聴取を経て、特定空家と認定し、改善を促す助言、指導及び勧告等を実施していくこととしております。</p> <p>なお、この特定空家等対策につきましては、令和2年度に実施した空家等現地調査の結果等を踏まえ、本計画に基づいて早急に取り組んでまいりたいと考えております。</p>